

07.30

手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い
(特・実・商)

1. 手数料等の減免又は猶予の内容

「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同4欄に掲げる措置を行う。

「表」

手数料等	減免又は猶予の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 出願審査の請求の 手数料	ア. <u>生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者</u>	<u>特許法195条の2</u>	免除
	イ. <u>市町村民税非課税の者</u>		
	ウ. <u>個人所得税非課税の者</u>		
	エ. <u>個人事業税非課税の者</u>		
	オ. <u>その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主(*1)</u>		
	カ. <u>資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人(*1)</u>	<u>特許法195条の2</u>	1 / 2に軽減
	キ. <u>資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人に支配されていない法人</u>		
	ク. <u>大学技術移転促進法第4条第1項に基づく承認事業者</u>	<u>大学等技術移転促進法8条2項</u>	1 / 2に軽減
	ケ. <u>大学技術移転促進法第13条第1項に基づく認定事業者</u>	<u>大学等技術移転促進法13条4項</u>	1 / 2に軽減
コ. <u>大学等研究者</u>	<u>産業技術力強化法17条2項</u>	1 / 2に軽減	
サ. <u>大学等</u>			

(1) 出願審査の請求の手数料	シ. 試験研究独立行政法人	産業技術力強化法 17条2項	1 / 2 に軽減
	ス. 公設試験研究機関を設置する者		
	セ. 試験研究地方独立行政法人		
	ソ. 研究開発型中小企業等	産業技術力強化法 18条2項	1 / 2 に軽減
	タ. 特定研究開発等の中小企業者	中小ものづくり高度化法 9条2項	1 / 2 に軽減
	チ. 認定研究開発事業を行う中小企業者	アジア拠点化推進法 10条2項	1 / 2 に軽減
	ツ. 小規模の個人事業主 (*2)	産業競争力強化法 75条2項	1 / 3 に軽減
	テ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主 (*1)		
	ト. 小規模企業かつ他の法人に支配されていない法人 (*2)		
ナ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人 (*1)			
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者	特許法109条	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条	1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	イ. 市町村民税非課税の者	特許法109条	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条	1 / 2 に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税非課税の者	特許法109条	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者		

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	オ. <u>その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主</u> (*1)		
	カ. <u>資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人</u> (*1)	<u>特許法109条</u>	1 / 2 に軽減
	キ. <u>資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人に支配されていない法人</u>		
	ク. <u>大学技術移転促進法第4条第1項に基づく承認事業者</u>	<u>大学等技術移転促進法8条1項</u>	1 / 2 に軽減
	ケ. <u>大学技術移転促進法第13条第1項に基づく認定事業者</u>	<u>大学等技術移転促進法13条3項</u>	1 / 2 に軽減
	コ. <u>大学等研究者</u>	<u>産業技術力強化法17条1項</u>	1 / 2 に軽減
	サ. <u>大学等</u>		
	シ. <u>試験研究独立行政法人</u>		
	ス. <u>公設試験研究機関を設置する者</u>		
	セ. <u>試験研究地方独立行政法人</u>		
	ソ. <u>研究開発型中小企業等</u>	<u>産業技術力強化法18条1項</u>	1 / 2 に軽減
	タ. <u>特定研究開発等中小企業者</u>	<u>中小ものづくり高度化法9条1項</u>	1 / 2 に軽減
	チ. <u>認定研究開発事業を行う中小企業者</u>	<u>アジア拠点化推進法10条1項</u>	1 / 2 に軽減
	ツ. <u>小規模の個人事業主</u> (*2)	<u>産業競争力強化法75条1項</u>	1 / 3 に軽減
テ. <u>その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主</u> (*1)			
ト. <u>小規模企業かつ他の法人に支配されていない法人</u> (*2)			

	ナ. <u>資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人</u> （*1）		
（3）実用新案技術評価の請求の手数料	ア. <u>生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者</u>	<u>実用新案法54条8項</u>	免除
	イ. <u>市町村民税非課税の者</u>		
	ウ. <u>個人所得税非課税の者</u>	<u>実用新案法54条8項</u>	1 / 2 に軽減
（4）第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア. <u>生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者</u>	<u>実用新案法32条の2</u>	免除
	イ. <u>市町村民税非課税の者</u>		
	ウ. <u>個人所得税非課税の者</u>	<u>実用新案法32条の2</u>	3年間猶予
（5）地域団体商標の設定登録料及び更新登録料	ア. <u>商品等需要開拓事業の実施主体</u>	<u>福島復興再生特別措置法64条2項</u>	1 / 2 に軽減
	イ. <u>認定地域産業資源活用事業者</u>	<u>中小企業地域資源活用促進法14条1項</u>	
（6）地域団体商標登録出願の手数料	ア. <u>商品等需要開拓事業の実施主体</u>	<u>福島復興再生特別措置法64条3項</u>	1 / 2 に軽減
	イ. <u>認定地域産業資源活用事業者</u>	<u>中小企業地域資源活用促進法14条2項</u>	
（7）国際出願に係る手数料	ア. <u>小規模の個人事業主</u> （*2）	<u>産業競争力強化法75条3項</u>	1 / 3 に軽減
	イ. <u>その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主</u>		

	<p>ウ. <u>小規模企業かつ他の法人に支配されていない法人</u> (*2)</p>		
	<p>エ. <u>資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人</u></p>		

(*1) 「その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主」及び「資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人」が、産業競争力強化法に基づき軽減申請を行った場合は、手数料は1/3に軽減される。特許法に基づき軽減申請を行った場合は、手数料は1/2に軽減される。重畳的に申請することはできない。

(*2) 「小規模」とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下であることを指す。

2. 手数料等の減免又は猶予に関する取扱い

(1) 要件を満たす場合の取扱い

手数料等の減免又は猶予に関する申請手続が要件を満たすものであり、減免又は猶予の措置を行うときは、減免又は猶予を認める旨の通知を行う。

ただし、産業技術力強化法第17条第1項第4号若しくは第5号、第2項（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者の軽減に限る。）若しくは第18条の規定による軽減又は中小ものづくり高度化法第9条第1項若しくは第2項の規定による軽減申請書については、その提出先は経済産業局長等であり、軽減の対象者であることを確認したときは、提出者に対し経済産業局長等を経由して確認書が交付されるから^{注1 注2}、減免又は猶予を認める旨の通知を行わない。^{注3}

(2) 要件を満たさない場合の取扱い

当該手続が要件を満たさないときは、1.の特許法又は実用新案法の規定による申請にあつては、特許法第17条第3項（実2条の2第4項）、特許法第18条第1項（実2条の3）又は特許法第18条の2^{*1}を適用して処分を行うこととなるが、1.の他の法令の規定による申請にあつては、それぞれの法令上に処分の規定を設けていないことから、当該申請書を受理した上で処分は行わず、手数料等の軽減の措置が認められないことを理由に、申請に係る手数料等を要する手続（出願審査の請求又は特許料の納付）について、不足する手数料等の納付を求める手続の補正（特許料の納付の場合は補充）を命ずることとする。

なお、この場合の応答の手続として、不足する手数料等の納付に係る手続補正書（特許料の納付の場合は補充書）の提出に代えて、手数料等の軽減の

申請書（補充）の提出により軽減申請に係る手続が補完された場合は、手数料等の軽減を認めることとする。

3. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

- (1) [特許法第107条第3項](#)若しくは[第195条第6項](#)又は[実用新案法第31条第3項](#)若しくは[第54条第5項](#)の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書、特許料納付書、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（出願審査請求書：[特施規27条4項](#)、[31条の2第2項](#)、[3項及び5項](#)、様式第44備考5及び6。特許料納付書：[特施規69条3項から6項](#)まで、様式第69備考6及び7、様式第70備考3及び4。実用新案技術評価請求書：[実施規23条2項](#)において準用する[特施規27条4項](#)、[実施規様式第6備考9及び10](#)。実用新案登録願：[実施規21条3項](#)、様式第1備考26及び27）。

(2) 出願審査請求書の記載例

(例) ○○○○省東北地方○○局長（持分1／3）と独立行政法人○○○○（持分1／3）と株式会社○○○○（持分1／3）の共有の場合

(記載例)

【書類名】 出願審査請求書

・ (略)

【請求項の数】 1

・ (略)

【持分の割合】 2／3

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

【手数料に関する特記事項】

産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減
(独立行政法人○○○○ 持分1／3)

産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減。

確認書の番号 平成〇. 〇. 〇東北第〇〇号（株式会社〇〇〇〇 持分
1 / 3）

【その他】 手数料の納付の割合 1 / 3

(3) 特許料納付書の記載例

(例) 〇〇 〇〇（個人）（持分 1 / 5）と〇〇県（公設試験研究機関）
（持分 1 / 5）と地方独立行政法人〇〇〇〇（試験研究独立行政法人）
（持分 1 / 5）と〇〇〇〇株式会社（持分 2 / 5）の共有の場合

(記載例)

【書類名】 特許料納付書

・ (略)

【請求項の数】 1

・ (略)

【納付年分】 第 1 年分から第 3 年分

【特許料等に関する特記事項】

特許法第 109 条の規定による特許料の免除（〇〇 〇〇 持分 1 /
5）

産業技術力強化法第 17 条第 1 項の規定による特許料の 1 / 2 軽減。確
認書の番号 平成〇. 〇. 〇中部第〇〇号（〇〇県 持分 1 / 5）

産業技術力強化法第 17 条第 1 項の規定による特許料の 1 / 2 軽減。確
認書の番号 平成〇. 〇. 〇中部第〇〇号（地方独立行政法人〇〇〇〇
持分 1 / 5）

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇

【納付金額】

【その他】 特許料の納付の割合 3 / 5

(改訂平成 27・8)

*1 [特 18 条の 2](#) : [実 2 条の 5 第 2 項](#) において準用

注 1 [産業技術力強化法第 17 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項](#)（[同条第 1 項第 4 号又は第 5 号](#)に掲げる者の申請に限る。）又は [第 18 条](#)の規定による手数料等の軽減の申請書は、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して提出しなければならない（[産業技術力強化法施行規則 7 条 1 項、8 条 1 項](#)）。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長等を経由して確認書を交付する（[同規則 7 条 2 項、8](#)

条2項)。

注² [中小ものづくり高度化法第9条第1項又は第2項](#)の規定による手数料等の軽減の申請書は、住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない([中小ものづくり高度化法施行規則6条1項](#))。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長を経由して確認書を交付する([同規則6条2項](#))。

注³ 特許料の設定登録の特許料納付の場合は特許権設定登録通知書に、設定登録後の特許料納付の場合は年金領収書に、減免又は猶予を認める旨を記載する。